

子牛事故データの提供について ＜事故率集計システムの概要＞

1 システム開発の目的

肉用子牛生産者補給金制度（以下「子牛補給金制度」といいます。）の登録申込みをした牛が事故等で失われることなく健全に育成されることは、素牛販売収入の確保につながることはもとより、生産者補給金の交付対象となることで価格低落時に一定の収入が確保できるなど子牛生産者の経営安定にとって重要な課題です。

そして、子牛事故の低減のためには、分娩事故の予防や冬の寒さ対策、衛生状況の改善など、子牛の飼養管理技術の向上を図っていくことが大切です。

このため、当協会では、生産者の皆様が飼養管理の改善に向けた取組みを進めるための参考にしていただくため、子牛補給金制度のデータを使って生産者別に子牛の事故情報を提供できるシステムを開発いたしました。

※ 生産者別、事務委託先別のデータは個人情報の保護のため公表いたしません。

2 システムの仕組み

子牛補給金制度に登録申込みを行った牛は、飼養中に「へい死」や「とう汰」などがあった場合、農協などの事務委託先に「異動報告」を出していただくことになっています。

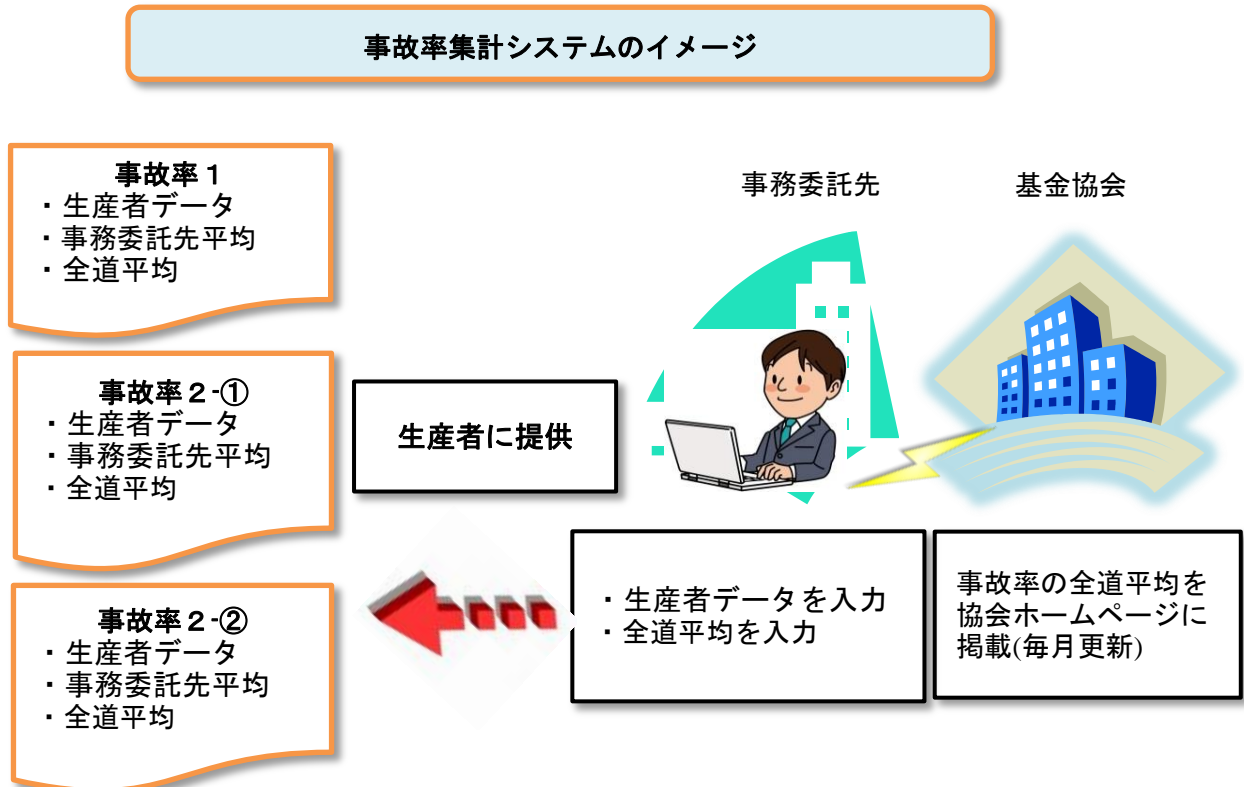
本システムは、生産者の皆様からの異動報告のうち、子牛登録前（0ヶ月齢～5ヶ月齢）における「へい死牛」と「とう汰牛」（注）を「事故牛」として月別・年度（年次）別に整理・集計し、その集計表を事務委託先で出力することで生産者の皆様に提供できるようにしたものです。

（注）事務委託先においては、平成29年10月から、異動報告の中でこれまでの「へい死」に加え「とう汰」も事故として明確化しシステムに入力していただいております、このことにより「事故牛」の把握が可能になりました。

提供できる情報は、生産者個々の事故牛頭数や事故率のほか、事務委託先の平均事故率や全道平均事故率との比較、さらに、データが蓄積されていけば自らの経営における前年との比較ができるようになっています。

※ このうち全道平均事故率の数値については、協会が集計しホームページに掲載した数値を事務委託先においてシステムに入力することで出力が可能となります。

また、事故率については、それぞれ別の観点から計算した「事故率1」、「事故率2-①」、「事故率2-②」の3種類となっており、生産者個々の経営に合わせてご活用いただければ幸いです。



詳しくは以下のとおりです。

(1) 情報提供の対象牛

- ① 本システムにおける「事故牛」とは、事務委託先を通じて本協会に子牛補給金制度の個体登録申込を行った牛で、かつ、生後5ヶ月齢までに「へい死」または「とう汰」で失われ、協会に異動報告のあったものです。(以下、「事故」という言葉を使う場合、0～5ヶ月齢の子牛の事故のことですのでご注意ください。)
- ② 生産者が飼養していても、個体登録申込みをしていない子牛の事故や、個体登録後の子牛の事故については、提供するデータに含まれませんのでご注意ください。

(2) 生産者への提供情報(3種類の事故率)

① 事故率 1

ア. 定義

当該月における事故牛の頭数と当該月に個体登録申込みをした頭数を比較したものです。

イ. 算出方法

$$\frac{\text{当該月の事故牛頭数（異動日基準）}}{\text{当該月の登録申込頭数（申込月日基準）}} \times 100$$

ウ. 想定される活用法

大規模な乳用種や交雑種の素牛生産経営や一貫経営等において、経営的指標の参考データとして活用していただくことを想定しています。

エ. システムの利用開始時期

平成30年1月以降情報提供が可能となります。(全道平均の事故率は2月から提供予定です)
なお、帳票では29年9月以前の欄、及び「前年対比」欄にも数値が表示されていますが、この場合、「事故」には「とう汰」のデータはほとんど含まれていませんので、ご注意ください。

② 事故率 2-①

ア. 定義

当該月の事故牛の頭数と、当該月に飼養されている0ヶ月齢から5ヶ月齢までの個体登録申込頭数を比較したものです。

イ. 算出方法

$$\frac{\text{当該月の事故牛頭数（異動日基準）}}{\text{当該月に飼養されている0～5ヶ月齢の登録申込頭数の合計(注)}} \times 100$$

(注) 生まれ月別に整理した登録申込頭数データに基づき、各生まれ月の期首(月初)頭数を合計した数値です。ただし、当該月に6ヶ月齢に達する生まれ月の頭数(①)と当該月に生まれた頭数(②)については、次により算出された数値(平均飼養頭数)をもって計算上の「期首頭数」としています。

$$(\text{①の期首頭数} + \text{②の登録申込頭数}) \div 2 = \text{平均飼養頭数}$$

ウ. 想定される活用法

和牛繁殖・育成経営等において、季節的要因等に対応した飼養管理技術の指標として活用していただくことを想定しています。

エ. システムの利用開始時期

29年10月からの「とう汰」データの入力開始後の生まれ月別データの蓄積が必要なため、30年5月以降情報提供が可能となります。(全道平均の事故率は6月から提供予定です)

なお、帳票では29年9月以前の欄、及び「前年対比」欄にも数値が表示されていますが、この場合、「事故」には「とう汰」のデータはほとんど含まれていませんので、ご注意ください。

③ 事故率 2-②

ア 定義

同じ生まれ月の子牛群ごとに、0ヶ月齢から5ヶ月齢の各月齢(注)における、事故牛頭数と個体登録申込済み飼養頭数を比較したものです。

(注)生まれ月別の「月齢」は次のとおりとなります。

<4月生まれの子牛群の場合(例)>

たとえば4月1日生まれの子牛の0ヶ月齢の期間は4月1日～30日、4月30日生まれの子牛では4月30日～5月29日となりますので、4月生まれの子牛が0ヶ月齢である期間は4月1日～5月29日と幅のあるものになります。

他の月齢についても同様です。

イ. 算出方法

<生まれ月別・月齢別事故率>(帳票における各セルの数値)

$$\frac{\text{当該月齢における事故牛頭数}}{\text{当該月齢における登録申込済み飼養頭数(注)}} \times 100$$

(注)1～5月齢においては、前月齢までの事故頭数を控除して算出した頭数です。

《生まれ月ごとの集計》(帳票におけるよこ集計)

$$\frac{\text{当該月生れの事故牛頭数(異動日基準)}}{\text{当該月生れの登録申込頭数}} \times 100$$

※月齢にかかわらず、年間における生まれ月別の事故状況の把握が可能となります。

《月齢別の年間集計》(帳票におけるたて集計)

$$\frac{\text{0～5の各月齢毎の事故牛頭数の年間合計}}{\text{0～5の各月齢毎の登録申込済み飼養頭数の年間合計}} \times 100$$

※生まれ月にかかわらず、年間における0ヶ月齢から5ヶ月齢の各月齢ステージ別の事故状況の把握が可能となります(全道平均の事故率は年度・年次単位で公表します)。

ウ. 想定される活用方法

和牛繁殖・育成経営等において、生まれ月別・月齢ステージ別のきめの細かい飼養管理技術の指標として活用していただくことを想定しています。

エ. システムの利用開始時期

「生まれ月別集計」については、29年10月からの「とう汰」データの入力開始後の生まれ月別のデータの蓄積が必要なため、30年5月以降情報提供が可能となります。

ただし、30年5月に利用可能となるのは、29年10月生れの子牛の事故率で、以降、毎月7ヶ月前生れの子牛の事故率が利用可能です。

「月齢ステージ別の年間集計」は、年度または年次単位で集計するため、29年(次・度)は掲載できません。30年次については31年7月から、30年度については31年10月以降から提供予定です。

なお、帳票では29年9月以前の欄、及び「前年対比」欄にも数値が表示されていますが、この場合、「事故」には「とう汰」のデータはほとんど含まれていませんので、ご注意ください。

(3) 事故率の帳票イメージと表示における留意事項

① 事故率1

平成〇〇年度 肉用子牛事故率1 (生後6ヶ月齢未満)
(品種名)

平成 年 月
生産者名 : 畜産 五郎 様

〈ご利用にあたって〉

※事故牛の定義……「事故牛」とは生産者が個体登録申し込み(以下、「申込」という。)をした子牛のうち、生後6ヶ月齢未満で「へい死」及び「とう汰」したものをいいます。

※「事故率 1」とは、当該月における事故牛の頭数と当該月に申込をした頭数を比較したものです。

〈算出方法〉 当該月の事故牛頭数(異動日基準) × 100
当該月の申込頭数(申込月日基準)

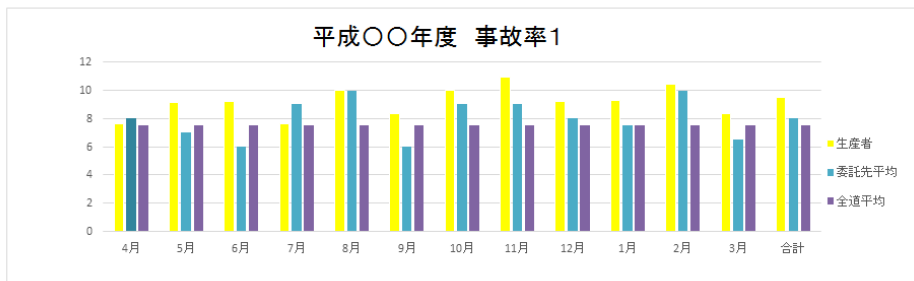
※年度は1~12月又は4~3月で選択できますので、事務委託先にお問い合わせください。

※本資料は(公社)北海道畜産物価格安定基金協会の保有データを基に作成したものです。

月別一覧表 (単位: 頭、%、ポイント)

年月	平成〇〇年度			前年対比			
	事故頭数	申込頭数	事故率1	前年度事故頭数	前年度申込頭数	前年度事故率1	前年比較
29年4月	20	262	7.6	6	300	2.0	5.6
5月	100	1,094	9.1	85	1,090	7.8	1.3
6月	8	87	9.2	6			
7月	66	862	7.7	11			
8月	43	431	10.0				
9月	2	24	8.3				
10月	61	609	10.0	10			
11月	0	0	0.0	18			
12月	0	0	0.0	1			
30年1月	0	0	0.0	8			
2月	0	0	0.0	2			
3月	0	0	0.0	3			
合計	300	3,369	8.9	156	5,877	2.7	6.2

平成29年9月以前に表示されている「事故」には「とう汰」のデータはほとんど含まれていませんので、ご注意ください。



	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	合計
生産者													
委託先平均													
全道平均													

② 事故率 2-①

平成 年 月

◎平成〇〇年度 肉用子牛事故率2の①(生後6ヶ月齢未満)

生産者名：畜産 五郎 様

(品種名)

月別一覧表 (単位:頭、%、ポイント)

(ご利用にあたって)

※事故牛の定義……「事故牛」とは生産者が個体登録申し込み(以下、「申込」という。)をした子牛のうち、生後6ヶ月齢未満で「へい死」及び「とう汰」したものをいいます。

※「事故率 2の①」とは当該月における事故牛頭数と当該月に飼養されている6ヶ月齢未満の申込頭数を比較したものです。

(算出方法) 当該月の事故牛頭数(異動日基準) ÷ 当該月に飼養されている0ヶ月齢から5ヶ月齢の頭数の合計(注) × 100

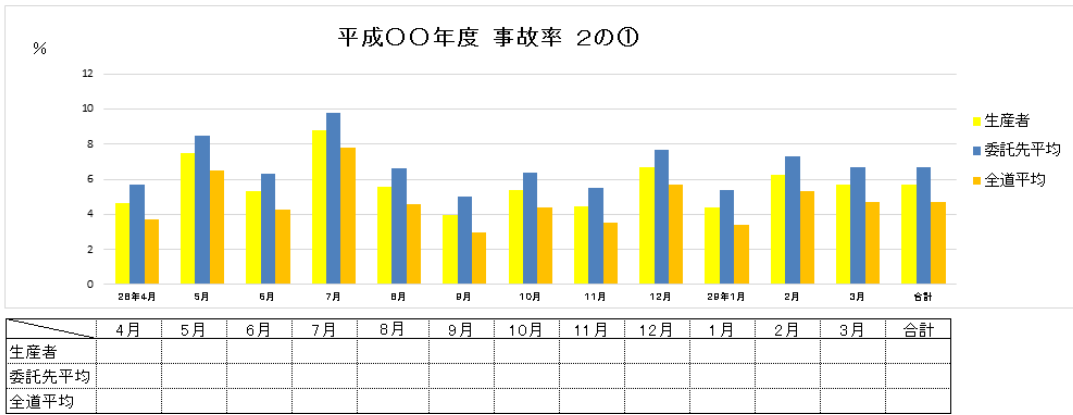
(注) 当該月における、各生まれ月別の子牛群の「期首頭数」の合計をいう。ただし、「当該月中に6ヶ月齢に達する群」(①)と「当該月中に生まれた群」(②)については、次により算出された数値(平均飼養頭数)をもって計算上の「期首頭数」とみなす。

(①の期首頭数 + ②の申込頭数) ÷ 2 = 平均飼養頭数
※年度は1~12月又は4~3月で選択できますので、事務委託先にお問い合わせください。

※本資料は(公社)北海道畜産物価格安定基金協会の保有データを基に作成したものです。

年月	平成〇〇年度			前年対比		
	飼養頭数	事故頭数	事故率2の①	前年度飼養頭数	前年度事故頭数	前年度事故率2の①
29年4月	129	6	4.7	125	8	6.4
5月	133	10	7.5	130	10	7.7
6月	132	7	5.3	131	10	7.6
7月	125	11	8.8	125	10	8.0
8月	108	6	5.6	108	6	5.6
9月	151	6	4.0	151	6	4.0
10月	167	9	5.4	167	9	5.4
11月	0	0	0.0	13	0	0.0
12月	0	0	0.0	12	0	0.0
30年1月	0	0	0.0	14	0	0.0
2月	0	0	0.0	13	0	0.0
3月	0	0	0.0	15	0	0.0
合計	1,671	95	5.7	1,599	89	5.6

平成29年9月以前に表示されている「事故」には「とう汰」のデータはほとんど含まれていないので、ご留意願います。



③ 事故率 2-②

平成 年 月

◎平成〇〇年度 肉用子牛事故率2の②(生後6ヶ月齢未満)

生産者名：畜産 吾郎 様

(品種名)

(単位:頭、%、ポイント)

月齢別一覧表

生まれ月	申込頭数(登録頭数)	0ヶ月齢時		1ヶ月齢時		2ヶ月齢時		3ヶ月齢時		4ヶ月齢時		5ヶ月齢時		6ヶ月合計		前年対比					
		事故頭数	事故率2の②	飼養頭数	事故率2の②	飼養頭数	事故率2の②	飼養頭数	事故率2の②	飼養頭数	事故率2の②	飼養頭数	事故率2の②	前年度申込頭数	前年度事故頭数	前年度事故率2の②	事故率比較				
29年4月	20	1	5.0	19	1	5.3	18	1	5.6	17	1	5.9	16	2	12.5	14	0	0.0	6	30.0	15
5月	33	1	3.0	32	1	3.1	31	1	3.2	30	1	3.3	29	2	6.9	27	0	0.0	6	18.2	20
6月	36	3	8.3	33	1	3.0	32	2	6.3	30	1	3.3	29	2	6.9	0	0.0	9	25.0	28	
7月	39	1	2.6	38	1	2.6	37	1	2.7	36	1	2.8	0	0	0.0	0	0.0	4	10.3	36	
8月	21	3	14.3	18	1	5.6	17	2	11.8	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	6	28.6	6	
9月	23	1	4.3	22	1	4.5	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	2	8.7	2	
10月	36	3	8.3	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	3	8.3	28	
11月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	33	
12月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	29	
30年1月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	24	
2月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	27	
3月	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0	0.0	0	0.0	0	0.0	31	
合計	336	22	6.5	314	13	4.1	301	18	6.0	283	12	4.2	271	25	9.2	246	7	2.8	97	28.9	323

(ご利用にあたって)

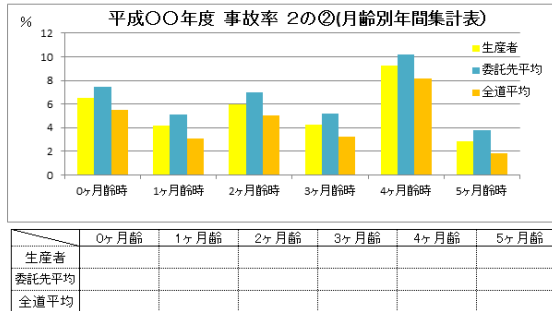
※事故牛の定義……「事故牛」とは生産者が個体登録申し込み(以下、「申込」という。)をした子牛のうち、生後6ヶ月齢未満で「へい死」及び「とう汰」したものをいいます。

※「事故率 2の②」とは、同じ生まれ月の子牛群ごとに0ヶ月齢から5ヶ月齢の各月齢における、事故牛頭数と申込済飼養頭数を比較したものです。

(算出方法(生まれ月毎に計算))
当該月齢での事故牛頭数(異動日基準) ÷ 当該月齢での飼養頭数(期首頭数) × 100

*1ヶ月齢時は申込頭数から前月齢までの事故頭数を引いた頭数
※年度は1~12月又は4~3月で選択できますので、事務委託先にお問い合わせください。

※本資料は(公社)北海道畜産物価格安定基金協会の保有データを基に作成したものです。



平成29年9月以前に表示されている「事故」には「とう汰」のデータはほとんど含まれていないので、ご留意願います。

○平成 29 年 9 月以前に表示されている「事故」には、「とう汰」のデータはほとんど含まれていませんので、ご留意願います。

○上記①～③のデータは確定したものではなく、異動報告等がなされた時点で変動することをご了解願います。

※帳票については、事務委託先にお問い合わせ下さい。